

区長各位

伊那市長 白鳥 孝
(担当 建設課)

市単事業〔建設・耕地林務〕要望書の提出について（依頼）

平素は、伊那市の建設行政に対しましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、旧区長の皆様へは、ご連絡させていただきましたが、区の事業・会計年度変更に伴い、建設課・耕地林務課に係る市単事業要望書の提出時期や方法を下記のとおり、変更させていただきます。

短期間となりますが、期限までに提出いただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 概 要

例年、1月の区長会にて要望書のとりまとめを依頼し、3月中旬に提出をお願いしていましたが、事業・会計年度変更に伴い、今後は新年度の4月に依頼し、5月中旬に提出いただくよう改めます。

また、新規の要望箇所に係る資料のみ提出いただくよう改めます。

2 提出期限 令和2年5月11日（月）

※期限を過ぎても随時受け付けます。

舗装の穴埋め等、至急対応が必要な修繕要望は、随時受け付けます。

3 提出先 伊那市役所 建設課（本庁舎2階）、各支所、各総合支所

4 提出書類

別紙の凡例を参考に以下の書類の提出をお願いします。

(1) 箇所別要望書【様式1】 1部

(2) 集計表【様式2】 1部

- ・箇所別要望書【様式1】は、新規の要望箇所のみ提出してください。
- ・集計表【様式2】は、新規も含め、全ての要望箇所を記載してください。
また、整備を希望する優先順に記載をしてください。
- ・路線名・工事概要等不明な箇所は、記入しなくて結構です。
- ・用紙が足りない場合は、お手数ですがコピーしてください。
- ・様式2に提出済の要望箇所を含めた優先順位を記載してください。
- ・データでの送付を希望される場合は、担当までご連絡ください。

(裏面あり)

6 対象事業

- (1) 道路事業 市道の拡幅改良及び舗装新設（※地元負担金5%）
側溝や舗装などの修繕、交通安全施設の設置
- (2) 河川事業 市管理河川の維持・改修
- (3) 耕地林務事業 農業用水利施設、農道の改良（※地元負担金20%以内）
林道の改良（※地元負担金30%）、治山関係
- (4) 原材料支給 地域住民自らが地域の生活環境を整備するため実施する作業
等に対し、碎石等の建設資材の支給をしています。市道において、1地区15万円以内で、区単位での申請となります。
詳細は、建設課 維持係（内線2538）までご相談ください。

7 留意事項

伊那市の財政状況は、財政健全化への取り組みにより健全な状態を維持していますが、大型建設事業や施設の長寿命化対策など大きな財政負担を伴う事業を進める必要があること、また、市町村合併により優遇されていた地方交付税が段階的に削減されることから、引き続き、財政健全化に取り組んでいく必要があります。

市単事業につきましても、地元区と協議をする中で、重要性や緊急性を考慮し、実施個所を選定しますのでご理解いただき、要望に当たっては、次にご留意いただきますようお願いいたします。

(1) 要望箇所の絞り込みについて

毎年多くの要望が上げられますが、実施できる箇所は限られます。要望箇所の状況を十分確認いただき、優先順位を検討し要望してください。特に継続箇所の早期完成を図るため、新規箇所の要望は厳選してください。

(2) 関係者の承諾

要望は、区の総意として、関係者が要望内容を承知した上で要望してください。特に道路拡幅等で用地が必要な場合は、地権者の意向を確認してください。

(3) 舗装新設事業について

住宅が2戸以上あり、生活道路として利用されている市道について実施します。田園の中の市道や認定外道路（赤線）は対象となりません。

(4) 小規模修繕について

舗装の穴埋め等軽微な修繕は、随時対応しますので、発見次第ご連絡ください。

(5) 要望箇所の現地確認について

例年、4月から5月に要望箇所の現地確認を行っていますが、本年度からは要望書提出後の5月下旬から6月に行います。希望する場合は、日程を調整しますのでご連絡ください。現地確認の箇所は、特に重要で緊急性がある箇所を選定していただき、安全・円滑に進めるため、同行人員を最小限にするようご配慮ください。

連絡先

伊那市役所 建設部 建設課 土木係
課長：橋爪 豊
担当：北原 千也
電話：78-4111（内線2536）
FAX：78-8100
メール：ksk@inacity.jp